

# 医療用ウィッグなどの購入費助成のご案内

## (遠賀町アピアランスケア推進事業)

遠賀町では、がん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会的参加を促進し、より良い療養生活を送れるよう医療用ウィッグや補整具などの購入費用の一部を助成します。

### 【対象者】①～④すべてに該当する人

- ①遠賀町に住所を有する人
- ②がんと診断され、がんの治療(手術、薬物治療、放射線療法等)を受けた人  
または、現に受けている人
- ③町民税のうち所得割課税年額の世帯合計額が23万5,000円未満の人
- ④県内の他の地方公共団体からアピアランスケアにかかる同様の助成を受けたことがない人

### 【補助内容】

助成回数はそれぞれの区分ごとに1人につき1回まで

| 区分       | 用具                                                              | 助成額                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 医療用ウィッグ等 | 医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子                                            | 購入額の合計の半額<br>(千円未満切り捨て)<br>上限額2万円 |
| 補整具等     | 補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣<br>(弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ)、エピテーゼ(補整用人工物) | 購入額の合計の半額<br>(千円未満切り捨て)<br>上限額1万円 |

※令和5年4月1日以降に購入したものが対象です。

※購入のために要した交通費や配送料等、付属品やケア用品(クリーナー、リンス及びブラシ等)の購入費は対象外です。

### 【申請方法】

購入日の翌日から1年以内に必要書類を添えて窓口または郵送にて申請してください。

◇遠賀町アピアランスケア推進事業助成金交付申請書兼請求書

◇本人確認書類

◇治療を証明する書類

◇用具の購入に係る領収書や明細書の写し

■申請に必要な書類は健康こども課健康対策係にて配布しています。

また遠賀町ホームページから申請書類をダウンロードできます。



【問い合わせ先】 遠賀町役場 健康こども課 健康対策係 TEL093-293-1253